

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国地域活性化協会

三 代表者の氏名

関根 紀明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県児玉郡上里町大字七本木二千二百七十二番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内北部地域に住まう農業生産者や六次産業者を軸としながら、その他あらゆる分野の広報的支援が必要な生産者やカルチャー活動家に対し、積極的な広報活動の場を創出し、地産地消を推進する。更に産学官民連携の社会貢献事業を行いながら、地域の食や文化を通じて社会教育の一環となる子供たちへの育成も支援し、地域振興に伴う定住者の増加や地域生産者の活性化を図る事を目的とする。